第 92 回人口·社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成30年11月12日(月)12:57~15:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子 (部会長)、西郷 浩、嶋﨑 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司 (東京大学大学院経済学研究科 教授)

重川 純子(埼玉大学教育学部教授)

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課:阿向課長ほか

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官 政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官 ほか

4 議 題 全国消費実態調査及び家計調査の変更について

5 議事録

〇白波瀬部会長 少し定刻より早いですが、皆様おそろいですので、ただ今から第92回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は、10月29日の第2回の部会に続きまして、全国消費実態調査及び家計調査の変更について審議を行いたいと思います。

なお、本日は嶋﨑委員と西郷委員が途中で御退席される予定です。

- ○西郷委員 すみません、15 時までということで。
- **〇白波瀬部会長** では 15 時までに、皆さん、何とか終わりたいなと思います。それでは皆様、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。 〇川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 本日の配布資料につきまして は、議事次第にございますとおり、まず資料1といたしまして、前回部会で示されました 追加の御質問に対する調査実施者からの補足説明資料がございます。説明の資料の後ろに 調査票が別紙1から別紙4まで、あと別紙5として、前回調査における職業分類が添付されてございます。資料2と資料3は第1回の部会から続けて配布をしているものでございますが、審査メモと統計局説明資料でございます。その後ろに、資料3の参考として、カラー刷りの別紙の資料がございます。その後ろに資料4といたしまして、答申案の構成案についてという一枚紙の資料をお付けしております。

最後に参考といたしまして、前回の部会の議事概要をお付けしております。さらに、資料番号は付してございませんが、座席図及び出席者名簿もお付けしております。また、前回の部会と同様、審議の御参考ということで、席上に全国消費実態調査と家計調査の調査票と調査票の新旧対照表をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

審議に先立ちまして、3点ほど私の方からお伝えしたいことがございます。まず1点目につきましては、今後の審議スケジュールについてです。全国消費実態調査及び家計調査についての審議につきましては、本日を含めまして3回の審議を予定しておりました。しかしながら、これまでの審議状況や残された審議事項を総合的に判断いたしまして、慎重かつ丁寧に審議するため、もう少しお時間をいただきたいと考えております。

したがいまして、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、予備日として設定しておりました12月3日月曜日に、4回目の部会を開催させていただきたいと思います。

皆様には引き続き審議に御協力いただければ幸いでございます。

2点目です。本日の審議の進め方ですが、まず、前回の部会において委員等から再整理を求められた事項について、調査実施者から説明していただきます。その後、資料2の審議メモの11ページの「オ 調査時期の変更」から、残りの事項について審議を行った後、最後に資料4の答申の構成案について意見をいただければと考えております。

3点目ですが、本日は15時までを予定しております。本日は盛りだくさんの審議事項となっておりますので、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかとは思いますが、そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

では、最初に前回の部会において委員等から再整理が求められました事項について審議したいと思います。

前回の部会において、調査実施者に再整理をお願いした事項が3点ございました。1点目は、年収・貯蓄等調査票に新たに追加する資産保有税額の把握方法について、具体的には資産保有税を不動産関連と自動車関連の税に区別すること。2点目は、1点目とも関連しますが、耐久財等調査票における自動車の保有状況についての継続的な把握の必要性について。そして3点目は、世帯票において把握する職業の対象範囲及び把握方法についてでございます。

それでは、まずこれらの事項の再整理の結果について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局統計調査部でございます。本日はど

うぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。先ほど部会長からお話がございましたように、前回、3点指摘を頂戴しておりまして、いずれも重要な事項と認識してございます。1つ1つ、私どもの検討結果につきまして説明申し上げます。

まず1点目の、固定資産税・自動車税等の把握についてでございますが、こちらにつきましては、調査世帯の圧迫感を低減するよう努めながら、年収・貯蓄等調査票、それから家計調査の世帯用の特別調査票のデザインを工夫いたしまして、後ろの方に別紙1から3として、それぞれの更に修正案を付けてございますが、御指摘いただきましたように、不動産に対する税と自動車に対する税を別々に把握する形に案を見直していきたいと考えてございます。

2点目、自動車その他の耐久財の保有状況の把握についてでございます。今一度検討してほしいという御意見もいただきまして、私どもも改めて検討したところでございます。

世帯が保有します自動車、それからその他の耐久財の保有状況の有益性は我々も否定するものでは何らございませんで、可能であれば引き続き調査を継続したい項目ではございます。しかしながら、今回の調査の、いわば原点といいましょうか、根本に今一度立ち戻りまして、何を重要視していくかということを総合的に判断することが必要かと考えてございます。

仮に、耐久財の中で自動車のみの保有状況に特化する、これだけにするとしましても、 今回、別紙4を付けさせていただいておりますが、これは、前回の耐久財等調査票でございますが、自動車を把握にするにしましても、これだけのことはやはり最低限必要となってきまして、これをどう調査票の中で収めていくのかということを現実的に考えてまいりましても、実際、調査票を1枚追加せざるを得ないということになろうかと思っております。

こうなってまいりますと、やはり簡易調査の標本規模は、今回の1つの売りといいましょうか対応策ではございましたが、標本規模を縮小しないといけないということにもなってくると思いますし、今回、是正したかった基本調査におけます非標本誤差にも通じますが、代替世帯も確実に増加すると思われます。また、規模を縮小した簡易調査におきましても、回収率の低下、それによる有効回答数の減少が確実視されるところでもございます。

自動車税の支払いの状況は区分して把握していきますし、自動車の保有状況、さらには 家計簿ではガソリンの使用状況なども出てまいりますので、自動車の利用状況といったと ころも分析は可能かと思われますので、所期の課題解決に重点を置いた調査設計にしてい きたいと考えてございます。

2ページ目でございまして、職業分類の表章についてでございます。

家計統計につきましては、家計調査を含めまして、世帯主の職業について、統計利用では多く用いられます就業区分、いわゆる勤労者世帯とか無職世帯という就業区分を更に詳細化する形で、その内訳を職業的に分類設定しているところでございます。これを職業分類と私どもは称させていただいておりますが、前回指摘のあったとおり、日本標準職業分類に準拠した形とはなってございません。これについて検討の御指示を頂戴したわけでご

ざいますが、結論から申し上げますと、大分類、可能であれば中分類までの表章を行う方 向で、前向きに私どもも検討してまいりたいと考えているところでございます。

他方で、アフターコーディングによる分類格付ということをやはりやらないといけませんので、中ほどに記載してございますが、現行の分類を廃止することはやはり難しく、二重に行っていく必要性もございます。今、具体的には統計センターでは厳しい人員削減に取り組んでいる中にもございまして、リソースをどう確保していくかということが、併せて今後検討していかないといけない課題でございます。

いずれにしましても、新しい統計利用のブレークスルーを起こす可能性もありますので、 我々もこの日本標準職業分類に準拠した分類表章をやれるように、前向きに検討していき たいと思ってございますが、経費・要員の確保というのは必ずしも容易ではございません で、関係機関との協議も含めて、十分に検討を今後していきたいと思ってございます。

また、そういうこともございまして、もう1ついただいてございます、更に世帯主以外の世帯員まで、全世帯員について職業を調査するということにつきましては、統計表章利用のほとんどと言ってもいいのですが、世帯主の属性に関するものでございますので、さらに、世帯員全員となってまいりますと、その分類格付、業務量が倍増するということにもなってまいります。

ですので、少なくとも次回調査では、調査全体の確実な実施に重きを置かせていただきまして、日本標準職業分類につきましては、世帯主について表章する方向で、今後検討を進めてまいりまして、その状況も見て、また、次回以降を含めて検討してまいりたいと考えている次第でございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明のうち、1点目の自動車関係税の細分化につきましては、2点目の耐久財等調査票の廃止、特に自動車の把握とも関連する指摘です。併せて議論したいと思います。

まず、御質問や御意見のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

たしかこの件は川口専門委員からあったと思うので。いかがですか。

- **〇川口専門委員** この固定資産税と自動車税について、分けていくことを検討してくださってありがとうございます。この点も踏まえて、また、ガソリンの支出状況なども合わせて、自動車の保有に関しては把握できるということで、私自身は納得いたしました。どうもありがとうございます。
- **〇白波瀬部会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この度の変更、報告者の実査負担を軽減しつつ、精度向上、結果の利用推進も図るという、大命題というか、明確な方向性がございますので、実施者としてもぎりぎりの選択肢かと考えております。また、調査の実施に当たっては、実査を担う地方公共団体や調査員の方への支援も引き続きお願いしたいと思いますが、一応この形で整理させていただきたいと思います。よろしいですか。

では3点目の、世帯票における職業の対象範囲及び把握方法についてですが、これは私からお尋ねをしたものでございます。繰り返しですが、本調査の変更というのが大きく4点、調査資料としても出していただいていますが、資産項目の精度向上、年間収入の精度向上、単身世帯を含んだ精度結果、精度の向上、あるいは非標本誤差等の縮小というような大名目のもとに変更が組み入れられているという観点から、今回の世帯主のみにというのは致し方ないと考えます。

ただ、いわゆる職業と従業上の地位というものを明確に記載して、特にここでは、職業といいながら常用労務者とか臨時日雇いというような形で、従業上の地位との混乱もあります。これについては、従業上の地位の区分を検討させていただきました過去の経緯もございますので、このあたりは、前向きに検討するということで、積極的に御回答をいただいたと解釈しております。

この時点で、全員の職業をとるというのは、そういう意味で新しい、正しい職業分類区分への作成に向けて、第一歩を踏み出していただくということで、致し方ないというふうに私は了解いたしました。

何か御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

〇永瀬委員 今回、職業分類が詳しくなるということで、大変喜ばしいことだと思います。 また、旧分類も併せてとれるということで、とてもありがたいのではないかと思っており ます。

以上です。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。最終的な調整上どうなるかというのは、少し難 しいかもしれないのですが、是非そういう形で、変更、検討をお願いしたいと思います。 では、この点につきましても、この形で整理したいと思います。ありがとうございまし た。

では、資料2の審査メモに沿って、残りの個別事項について審議を進めたいと思います。 まず、審査メモ11ページの「オ 調査時期の変更」について、事務局から説明をお願い いたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料2、審査 メモの11ページの「オ 調査時期の変更」でございます。

本調査の調査時期の変更については、こちらの11ページの表6を御覧ください。変更案では基本調査における家計簿の二人以上世帯の記入期間を、現行の3カ月から単身世帯と同様2カ月に短縮することとしております。実際の調査時期は10月、11月でございます。また、年収・貯蓄等調査票や世帯票等の調査時点についても、例えば、年収・貯蓄等調査票の調査時点を現行の11月末日から10月末日に変更するなどの見直しを行うこととしております。

これらについては、報告者負担の軽減の観点からおおむね適当と考えられますが、調査期間の短縮や調査時点の変更による結果利用への影響等の観点から、論点を提示しております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、各論点に対する回答につきまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どもから御用意させていただいておりました統計局の説明資料の 20 ページから、調査時期の変更について記載してございますが、その前に、審議の中ではまだ説明していなかったと思いますので、18 ページの調査方法の変更のところも含めまして、併せて説明させていただきたいと思います。

説明資料の18ページを御覧いただきたいと思いますが、調査方法の変更で、オンライン家計簿を導入してございまして、こちらの家計調査との関係でございます。今、家計調査は、オンライン家計簿を導入いたしまして、当初導入のときは、サンプルが非常に小さいものですから何ともいえないところはありますが、オンラインの回答率は、8%からスタートいたしまして、現在、少しずつ増えてきて、11%となってきてございます。全国消費実態調査では、このオンライン家計簿を家計調査と同様の仕様としてございまして、またさらに、これから調査までしばらく時間がございますので、家計調査で出てきている御意見なども取り入れながら、改善を図っていきたいと考えてございます。

それから、その下になりますが、簡易調査で郵送・オンラインの導入目的でございますとか、家計調査の特別調査票や個人収支状況調査での導入余地の話が出てございます。さらには、どのような効率化が図れるかという論点をいただいてございますが、簡易調査におきましては、調査員の訪問回収を行う前に、オンライン回答と郵送提出の期限を設けて、それを越えて提出がなかった場合に調査員による訪問回収をすることとしてございます。これで、国勢調査のときの経験でもございますが、調査員の訪問件数も減ってきますし、オンライン自体の回収率、回答率も向上することが期待できると考えてございます。

また、簡易調査につきましては、いわゆる記入忌避感を低減する意味でも、このオンライン、さらには郵送調査というのが有効でもございまして、調査員訪問回収の場合でも、 封入提出の形でやっていこうと考えてございます。

また、特別調査と個人収支状況調査につきましては、規模が小さいため、開発のコストとの見合いも考えまして、本当は作りたいところではあるのですが、断念しているところでございます。

さらに、19ページに参りまして、業務効率の関係でございますが、基本的には個人収支 状況調査等の業務効率に関しては、今回、家計簿Cを廃止するということにもしておりま すので、そういう意味で報告者の負担は少なくなってきていると考えてございます。これ によりまして、調査員の業務も効率的になろうかと考えてございます。

最後が、オンライン家計簿の導入等、今回の調査見直しに関して地方公共団体とどのような連携を図ったかという話でございますが、これは、私どもも地方公共団体の皆様方に意見照会を複数回実施してございまして、また、ことあるごとに、地方別のブロック会議や各県とのヒアリングの中で意見交換をして、意見を聴取しているところでございます。これから先も、より連携を密にいきたいと思ってございます。

次のページ、20ページに行きまして、調査時期の変更、本題に入っていきたいと思います。

調査票の配布・回収については、具体的にどのような期日で実施するのか。それから、報告書の記入負担や結果の利用時期にも配慮したものになっているかという論点を、aとしていただいてございます。

こちらにつきましては、まず、配布の時期でございますが、表に掲げさせていただいているような形で、配布の時期と回収の時期を分け、かつ基本調査と簡易調査がセットでできるような形でスケジューリングをしているところでございます。さらに、家計調査の特別調査につきましては、家計調査自体の配布・回収時期に合わせて行っていきたいと考えてございます。家計調査とは別に配布・回収を行っていくものではございません。

調査時期につきましては、簡易調査の世帯票、それから年収・貯蓄等調査票と併せまして、10月末現在で行っていく予定でございます。

また、報告者の記入負担への配慮についてでございますが、家計簿記入期間が2カ月に わたりまして、調査員が家計簿の記入状況を複数回確認することが必要となってまいりま す。そのため、世帯票と年収・貯蓄等調査票の配布・回収時期をずらしまして、特定の時 期に報告者の記入負担が集中しないよう配慮しているところでございます。こちらは前回 調査でも同様でございます。

また、簡易調査、それから家計調査の特別調査では、調査事項の分量は比較的少なくなってございますので、こちらの方は調査時期を分散させる必要がございません。配布・回収とも、それぞれ1回にまとめた形にしまして、また、記入方式も家計簿と違って一般的な留置調査でございますので、調査票の留置期間が長くとれるように、報告者の記入負担の平準化を図っているところでございます。

次の、20ページの2つ目の、bとしております論点でございますが、家計簿の記入期間を3カ月から2カ月に短縮することで、どの程度の効率化が図れるか、どのような効果があるかということでございます。

調査世帯にとりましては、3分の2になるということでございますが、調査員や市町村では3分の2から半分ぐらいになってくるところでございます。調査員の訪問の件数というのも、約1割減少する見込みでございまして、更なる簡略化や効率化ができないか、今、私どもも都道府県・市町村と模索をしているところでもございます。

最後にcでございますが、記入期間の短縮によって、結果精度や結果利用等への影響が 生じないかということと、時系列比較のための措置として、過去の調査結果を遡及集計し、 その結果を提供するのかということでございまして、こちらも既に一度説明差し上げたと ころでもございます。

家計簿の記入期間が短縮されることで、季節性の変化、標本誤差の拡大という点で、結果精度への影響というのは正直ございます。季節性の変化につきましては、過去の調査結果を同期間遡及した形で順次提供するということで考えてございまして、時系列比較、分析上の支障が生じないようにしていきたいと考えてございます。

標本誤差につきましては、若干拡大する話でございますが、以前も説明差し上げました とおり、全国規模でいきますと、二人以上の世帯が 0.4 から 0.5 という形で、0.1 ポイン ト程度悪くなるというところでございまして、総世帯でいきますと、基本的には変わりが ないという形でございます。結果の利用上、大きな支障はないように配慮しているところ でございます。

説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

配布時期、回収時期と、それぞれ複数回ということなのですが、実査の担当機関であります東京都、神奈川県にも、このあたり、御意見を伺いたいと思うのですが、御発言をお願いできますでしょうか。

〇川辺東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。調査時期と期間については、いろいろ今回見直しをお願いしている中で、自治体では一番関心が高い部分の1つと思っておりまして、総務省が自治体に意見照会したときに、いろいろな意見が出てきているかと思います。

調査時期については、来年の特性ということで考えなければいけないのが、やはり参議 院選挙の時期と調査準備の時期が重なるというのが大きなところかと思います。自治体に よっては、選挙の部署が統計の部署も兼ねていまして、選挙事務が始まると統計の業務は 実質的にストップしてしまうので、その時期に事務が輻輳することは絶対に避けてほしい という話が出ております。

それ以外の主要な意見として他の大規模周期調査とのスケジュール調整に関する意見があります。例えば、国勢調査にしても来年は本調査の前年で準備の年に当たっておりますし、それ以外にも工業統計調査ですとか、いろいろ大きな調査を控えております。自治体によっては、ごく限られた人員であらゆる調査事務を全て行っているところもあります。そこで大規模な調査が輻輳してしまうと、事務的にパンクしてしまうとか、あるいは調査結果の質が担保できないとか、そういった問題も出てきますので、そこについても配慮してほしいといった意見もあります。

それ以外にも、例えば、9月から開始した場合に、準備期間として8月から動かなければならないわけのですが、その時期にお盆が当たって人がいないとか、身動きがとれないという意見があります。あと、農業が盛んな自治体からは、農繁期はなるべく避けてほしいという意見も出ています。前倒しでやってほしいという逆の意見もありますがこれは主に寒冷地の自治体で、11月は積雪で身動きがとれなくなるからということでした。

そのようないろいろな意見を勘案していただいた上で、今の 10 月、11 月といった形で あれば何とかという形で、御意見をさせていただいたところかと思います。

以上です。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県、いかがですか。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県です。やはり、3カ月間の調査というのが2カ月間ということで、これは大きな負担軽減だということで、私ども神奈川県も市町村からいろいろな要望が出ているのですが、その中で、市町村にこういう改善が図られているということは、非常に大きなポイントかなと考えております。

あと、東京都が、寒冷地の自治体の季節性の話とか、そういったこともおっしゃってい

ただいたので、おおむね同じような状況でございます。 以上です。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

実施者から、いかがでしょうか。こういう実態について。もう既に承知していることだ と思いますし、御検討は始められていると思いますが。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。先ほど東京都からお話がございましたとおり、やはり関係するところで一番重要なのは市町村の事務でいきますと参議院選挙、その前には統一地方選もありますし、ここをしっかりと考えていかないといけない。その後には、今度は国勢調査も控えているということもございまして、この中で現実的に実現可能な、前回の実績もあるところを選ばせていただいたのが今回でございます。

いずれにしましても、現場の状況が苦しいことに変わりはなく、よく考えていかなければいけません。今はまだ、私どもももう少し検討できる時間がありますから、東京都と神奈川県にも御協力をいただきながら、実査の現場でどんな工夫が更にできるかというところを、先ほどのお話ではございませんが、都道府県とも連携しながら、更に追及していきたいと考えてございます。

以上です。

〇白波瀬部会長 丁寧な対応を、どうかよろしくお願いいたします。

では、オンラインのところで、少々抜けていましたので、調査方法の変更について、事 務局から説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、少しさかのぼりますが 10 ページの「エ 調査方法の変更」でございます。

本調査の調査方法の変更については、表 5 を御覧ください。変更案では基本調査の家計簿調査に、既に家計調査で導入しているレシート読取機能を実装したオンライン家計簿を新たに導入することとしております。加えて、家計簿調査を含まない簡易調査では、郵送やオンラインによる調査票の回収も実施することとしております。また、家計調査世帯特別調査、及び個人収支状況調査を、家計調査の一部対象世帯に対して、調査員調査により実施することとしております。

オンライン家計簿の導入や、郵送・オンラインによる回収等については、報告者負担の 軽減の観点からおおむね適当と考えられますが、これらの導入目的や導入による効果、拡 充や改善の余地、地方公共団体との連携等の観点から、論点を提示させていただいており ます。

また、家計調査の対象世帯の一部に、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査を上乗せして実施することについては、業務の効率化の余地の観点から論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 すみません、不手際で、少々前後してしまったのですが、ただいまの大きく2つの項目につきまして、調査時期の変更、そしてオンライン調査の導入ということで、御意見、御質問がありましたら、どうかよろしくお願いいたします。

- **〇川口専門委員** 調査方法の変更のところで、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿の導入ということで、これを入れると、今までひょっとしたら漏れていたものが捉えられるようになるとか、これを入れたことによって回答の特性そのものが変わっていくことも考えられるように思うのですが、その点について、事後的に何か分析をして発表するというような御予定はございますでしょうか。
- 〇白波瀬部会長 いかがですか。
- **○阿向統計局統計調査部消費統計課長** すみません、事務局からの説明に先走って、私が 説明いたしまして、大変恐縮でございます。

オンライン家計簿、今御指摘の部分でございますが、家計調査が始まって、サンプルがまだ小さいといえば小さいのですが、少しずつ私どもも、その状況は毎月ウオッチをしているところでございます。特段大きな差はないと見てございまして、ただ、やはり写真撮影をすると全ての商品を家計簿の中に取り入れますので、その部分に関していうと、本数は少し増えてきている感じかなと。落ちるということはないという状況でございます。

ただ、これはもう少しサンプルが出てこないと見えないと思ってございます。今見ている範囲におきましては、特段の支障なり、特別な特性なりが出ているといったところは見受けられない状況でございます。

- **〇川口専門委員** 補足でお伺いなのですが、オンライン家計簿で回収された調査票の情報 というのは、何かフラグか何かが立っていて、後から分かるようになっているのでしょう か。
- ○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そこは、データが入ってきて、最終的に集計する一歩手前のクリーニングしたデータの持ち方になるのですが、今、いわゆる二次利用まで、もしくは私どもの集計で使う個別データにつきましては、世帯ごと、分類ごとに集計された状態になっているので、それは混在した状態になっているということで御理解ください。 ○白波瀬部会長 その点、次に私が質問したいと思ったのですが、やはりこれ、かなり意欲的な変更が入っています。それで、前後の時系列変化につきましても、非標本誤差の検討も含めて、過去のデータで積み上げられているのですが、やはりこれだけ複数の変更を同時にしますと、何の変更に伴う結果の違いなのかも分かりませんし、特に調査方法が異なりますと、今のミッシング、無回答につきましては、やはりかなりぶれるのではないかと思うのです。

ですから、公開データの手間のところで、やはりちゃんとフラグを立てていただきまして、検証し、内部的には確認をとりながら、丁寧に進めていただくと。その結果で、システム的にも改善できると思います。非常に貴重なデータですので、これは絶対に分かるようにデータ化していただいて、検証を必ずしていただきますようよろしくお願いします。

- ○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どももそのつもりでおります。
- **〇白波瀬部会長** よろしくお願いします。

あと、何かありますでしょうか。

あと、調査時期なのですが、こればかりはもう、完全な時期はないと思いますので、そこはもう、皆様の御理解と、丁寧なやり方で進めていただくしかないなと思うのですが。

- ○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうですね、はい。
- **〇白波瀬部会長** 3カ月から2カ月というのは、自治体にとっては、かなり改善ということで評価していただいています。そのあたりはよろしいですか。

ありがとうございます。では、このような方向で整理させていただきたいと思います。

- 〇嶋北統計局統計調査部消費統計課課長補佐 すみません、少々事務的な話で恐縮なのですが、調査時期のところで、先ほど特別調査につきまして課長から説明がありましたとおり、10 月末日現在ということで予定しています。今お示ししております実施計画上は 10月、11月ということで記載させていただいておりますが、平仄を合わせるような形で検討させていただきたいと考えております。
- 〇白波瀬部会長 ありがとうございました。御了解いただきたいと思います。

では、次に、12ページの「カ 集計事項の変更・公表の期日の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは 12 ページの「カ 集計事項の変更・公表の期日の変更」でございます。

本調査では、調査体系や調査事項の見直しを踏まえ、集計事項を見直すこととしております。また、導入時期に実施する家計調査や、単身世帯を対象とした全国単身世帯収支実態調査の結果を、集計用データとして活用することも計画しております。さらに、本調査の結果の公表については、前回調査の公表期日を1カ月前倒しし、順次集計結果を公表することとしております。

これらについては、調査結果精度の安定性を確保するものであり、おおむね適当と考えますが、他の異なる統計調査の結果を活用することから、その集計手法や調査結果の位置付けなどの観点から論点を提示しております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、各論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いいたします。

〇阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、説明資料 21 ページ、続きを御覧いただきたいと思います。

4点、aからdまでいただいておりますが、論点aでございます。家計簿の調査につきまして、結果精度を維持するための対応策、それから、一般統計調査として実施するモニター調査になりますが、全国単身世帯収支実態調査の概要、結果ということでいただいております。

まず、家計簿調査、二人以上の世帯におきます家計簿の調査は、記入期間を先ほどのとおり2カ月に短縮するということで、二人以上世帯の季節性の影響が変化してくると、単身世帯は同じでございます。過去の結果との間に不連続性が生じるということでございまして、過去の調査結果を同期間遡及した結果を順次提供するといったことで、時系列比較、分析上の支障が生じないようにしてまいりたいと考えてございます。

また、これは本調査が通年調査ではない、特定の月に限った調査ということで生じるものでございまして、これはいつまでたっても同じようなことがどうしても生じてしまうと

いうことで、この季節性を除去した年平均値の推定方法、これは家計調査も使ったような 形になりますが、大学機関と共同研究を今行っているところでございまして、可能であれ ば、その取組結果についても、結果公表をする際、統計利用者の方々にも提供しまして、 参考として活用いただけるようにしていきたいと考えております。

それから、モニター調査でございます。全国単身世帯収支実態調査につきましては、別紙4に結果などを添付してございますが、ポイントとしましては、1つはモニター調査としまして、調査事項は今回の基本調査と同じものを調査いたします。ですので、サンプリングのところに違いがありますが、使っていく調査事項は同じになると御理解いただければと思います。

22ページの2点目、論点bに移らせていただきたいと思います。家計調査、それからこのモニター調査の調査結果を活用するに当たって、どのような加工集計などを行う計画かということでございます。

最初に、家計調査の活用でございますが、加工することなく単純に集計、標本データとして組み入れていく予定でございます。そのために、家計簿の様式、基本構造を共通化しているわけでございます。調査票の様式の違いが要因となって統計数値に影響を与えるようなことはないということでございまして、そういった形での結果への影響の抑制、解消を図ることで考えております。

そのほか、こちらもまた大学機関の御協力も頂戴しながら、現在、共同研究を進めているところでございますが、事後層化をより充実させていくことによりまして、集計結果の精度向上、それから他の統計との周辺分布の、その他のところとの整合性、相互比較性を高めていく。こちらは私どもも、もともと相対的貧困率の関係などから、更に精度向上を図ることを宿題としてもいただいてございますので、共同研究を進めていきながら、より精度を高めていく、利用しやすい形にしていくよう取り組んでいきたいと考えてございます。

また、こういったことを通じまして、周辺分布と相関性のある調査選定バイアスを共通 的に抑制することにもつながってくるのではないかと考えているところでございます。

それから2点目でございますが、全国単身世帯収支実態調査でございます。これまで、 先ほどの別紙を後ほど見ていただければと思いますが、基本的には、こちらも相関性の強い変数に分布を合わせていく形で前回は集計をしたところでございますが、今度の調査では、まだまだ調査研究が必要でございますが、具体的には傾向スコアを使った形で分布調整を行いまして、統合集計を行うことを計画しているところでございます。具体的な加工方法については、今後も引き続き、先ほどのとおり大学機関とも協働しながら研究を進めていきたいと考えてございます。

それからcでございますが、家計調査等の結果を活用しました集計結果について、特別集計として公表するのか、それとも、全国消費実態調査の本系列の1つとして公表するのかという論点をいただいております。私どもとしましては、これは参考系列ということではなく、全国消費実態調査の本系列として公表することで考えているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。最後の論点dといたしまして、年収・貯蓄

等調査票、一部、先ほどのとおり計画を見直しまして、租税の不動産、それから自動車税の状況を調査いたしますが、それ以外について調査していないということで、推計をやることを考えてございます。この推計しました年間可処分所得を提供する余地はないかというお話、それから、集計の充実を図る余地があるものはないかというお話を頂戴してございます。

これは、いただいている論点のとおり我々も考えてございまして、等価可処分所得、それから相対的貧困率、ジニ係数を計算してまいりますが、その過程で出てまいります等価可処分所得そのもの、さらにはその前段階になります世帯の年間可処分所得、その他OECDを区分しているものにつきましても、併せて提供していくような形で考えたいと思ってございます。

さらには、非消費支出の内訳の表章など、集計の充実についても、引き続き前向きに検 討してまいりたいと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

今の説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございます。以前にも、この部会で、今回、基本調査票と簡易調査票とが両方一緒に配られることから、その特性を生かした集計というのもできるのではないかという発言をさせていただいたか、事前の説明のときにそういう発言をしたのか、少し覚えていないのですが、そういう可能性が開かれているとは思います。なので、それを生かすと、事前に計画されているものよりももっと細かいデータが主要系列として発表できるということもあろうかと思います。

ただ、それは理屈があるというだけであって、本当に、例えば、実際に調査を実施してみると、無回答とかそういうものが生じるので、そういった、本当に出せるものとして、あるいは本当に使える理屈なのかどうかというのを見極める機会なども必要かと思います。今回は、計画されている集計をまずはきちんとやっていただくというところに注力していただいて、今後、もし、2種類の簡易調査票と基本調査票というのが同時に配られるということを生かした、もっときめの細かい集計が必要だという要望があったら、将来的に対応するというようなことでまとめていただければと思います。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがですか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。御指摘のとおりでありまして、新しく集計の方法論を検討する材料にもなってくると思います。全体の公表のスケジュールとの関係で、いろいろ組立てを検討していく必要性があるかと思いますが、御指摘いただいたことを踏まえながら、更なる改善なども模索していきたいと思っております。いろいろ御指導もいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇白波瀬部会長 いかがでしょうか。今の点と関連してですが、もともと配っていただい

た設計概要ですと、所得資産集計体系というところで、簡易調査と基本調査、それで単身世帯モニター調査というところでくくっているのですが、個人的には、やはり同じ調査として、市町村調査で行っている、簡易調査・基本調査だけ、ここを合体したところでまずやっていただくみたいなところ。つまり、やはり少し気になっているのが、単身世帯のモニター調査と、この特別調査もそうなのですが、特にモニター調査ですね。これを単純に合体していいものか、そもそもは傾向スコアみたいなお話もあるのですが、モニター調査なので、モニターの原分布が分かるというようなこともあるやに思うのです。そのあたりは、どれぐらい今検討されて、この場で何か申していただけるような準備が出ているのか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 御懸念はごもっともと思います。他方で、全国消費実態調査、調査オリジナルのデータの結果の特性も見ていく必要性があるかと思いまして、私どもの説明資料の 42 ページ、43 ページが、実は、前回の参考としました統合集計でございます。

全国消費実態調査では、調査オリジナルのデータのみで公表してまいりました。それに加えて参考としてモニター調査のものを統合した形で出してございますが、利用実態とすると、やはり全国消費実態調査として公表しているオリジナルの結果だけが基本的には利用されていくということになってまいりまして、ほぼモニター調査というのは、調査研究レベルの域を脱していない状況でございます。

ただ、これを見ていきますと、男性と女性で、あくまでも年齢分布と消費支出のところになりますが、42ページと 43ページに掲載させていただいております。特に男性、2列それぞれに記載してあって、右側がオリジナルの結果公表、それから2つ合わせた形の統合集計が左側でございますが、総じて申しますと、安定性が出てきているのは左側というふうに御理解いただけるのではないかと思います。

特に、説明資料を1枚めくっていただいて43ページ、こちらは女性になるのですが、例えば35歳未満、35歳から59歳のところは、男性と比べても、オリジナルの方は分布が少し安定性に欠けている感じが出ているかと思われます。これが、統合集計しますと、やはりサンプルも充実してまいりまして、左側のような分布状態になっていきますので、問題がないことはないと思いますが、より深刻な問題は、大分解消されてきているかなとは思っております。

ただ、この方法論を、先ほど紹介しました傾向スコアという形ではなくて、あくまでも相関が強い年間収入に合わせて事後層化したような集計になってございます。ですので、いろいろな属性との関係を見ていくと崩れてくるところはあるかと思いますが、私どもが今見てきている限りと、現在の家計調査の結果、さらにこの統計委員会からの御指摘なども踏まえて、新しく開発して参考統計として提供しております消費動向指数でも、こういったモニター調査の結果を取り入れた形で出させていただいております。その状況を見ましても、単身世帯について無作為抽出の調査だけでは、セレクションバイアスみたいなものがどうしても出てくるような状況で、そこの補正には、モニターとしては使えるのかなというふうに感じているところでございます。

今、私どもとしましては、2つの数字は出せないと思っていますので、現在のところは

統合集計を本集計として考えていきたいと思っておりますが、実際に調査をやってみて、 出せないという判断が出てくれば、モニター部分を落とした形で集計を出すという、両に らみで集計を考えているところでございます。

○白波瀬部会長 このあたり、御専門の西郷委員にお伺いしなければいけないと思うのですが、モニター調査は補正ではないと私は理解しているのです。結果としてそういうふうになっているということかもしれないですが、でも、その説明は少しおかしいというか、構造的に少々納得しかねるところはあるのです。

このあたり、やはりもう少し検討、丁寧に説明をしてもらったほうが良いかなと思います。ですから、セレクションバイアスというか、要するに誰が回答しているかという回答のところで落ちているという部分のセレクションバイアスと、モニター自体がセレクションバイアスされているというところがありますからね、調査的には。そこの2つの違ったセレクションバイアスというのは二重にあるわけで、そこを補正という形で位置付けることは、理論的には難しいかなと、私は思ったりするのですが。

このあたりは西郷委員とかが御専門なので、何かありますか。方向性としては良いと。

○西郷委員 モニター調査で選ばれている人が、もし全国消費実態調査で選ばれるとすれば、どれぐらいの確率で入るかしらということが一応推定できれば、くっつけるということはできるのだけれど、それがちゃんと推定できているということを保証するのはなかなか難しいことではあるわけで。ただ、それは多分、研究会等で検討なさっているところもあると思うので、それをこの部会で報告していただくような形にするのが良いのか、あるいは統計委員会等の懇談会の席で説明していただく機会を持つのが良いのか、そういうことはあると思いますけれど。

一応、そういう理屈をつくって、こういう統合推計はなされているのだと、私は理解しております。

〇白波瀬部会長 かなり重要なので、できれば統計委員会で共有したほうが良いかなと思 うのですが、川口専門委員、どうですか、このあたりは。

〇川口専門委員 恐らく、そのセレクションがかかっているときに、家計の属性とかでずれているのであれば、事後的な補正も可能だと思うのですが、観察できない属性でずれていると補正ができないので、その辺は少し研究課題ではないかと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。モニター調査というのは今回だけのお話では恐らくないので、先行事例となると思いますから、貴重な情報だと思います。本当はモニター調査と統計調査で、実験的に調査方法としての検討をされるような研究会が、もう恐らくあるのでしょうね、そういう専門分野では。

何かそのあたりも含めて、御検討していただいて、共有できるとすごくありがたいなというか、いいかなと思います。

あと、何かございますでしょうか。

ではあと1点、少々耳が痛いことだと思うのですが、「検討する予定である」ということで一応終わっているのですが、今回この検討予定というか、検討された結果というか、推計云々については、結果公表のときに必ず活用してやるというふうに理解してよろしいで

すか。つまり、何年後かに向けてとか、そういうぼやっとしたことではなくて。すみません、しっかりしたのが欲しいというか、今後の改善としては。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 まず1つ、この統計委員会の御審議と並行して、 もしくは終わった後も、私どもでは省内に消費統計研究会というのを設けてございますが、 今度はより具体的な推計などの緻密なフォローについて、研究、議論をしてまいります。 ここには、先ほど紹介させていただきました大学機関との複数のプロジェクトで行ってお ります状況も併せて公表してまいりますし、実際の公表の際にはどのような推計方法を使 ったか、これはもちろん明らかにしてまいります。

なお、先ほどのモニター調査のところは、個票データは識別可能な状態に、私どもでしてまいります。モニター調査のデータが使えるのは、全国若しくはそれに近い概念の地域でしか使えませんで、町村や経済圏といったところでは、モニターの配分はどうしてもいきませんから、いずれにしましてもオリジナルデータとして全国値が計算できる乗率設定をしてまいります。これに傾向スコアのウエートが加わってくるようなイメージで、我々は考えているのですが、分離可能な状態で、オリジナルのデータで集計するとこういう結果になる、モニター調査を加えて集計するとこういう結果になる、両方ができる両にらみの形で推計方法を検討していきます。場合によっては、少し使えないと思えば、モニター調査の方は、公表データからその部分を落としていくという判断も、最終的には残ってくるかなとは思ってございます。

いずれにしましても、研究状況につきましては、常にオープンで、表に、皆様方に見て いただけるような形で考えていきたいと思います。

〇白波瀬部会長 分かりました。ありがとうございます。

同調査の結果を加えたことによる結果、最終的な結果への影響も、丁寧に公開していただき、全国単身世帯収支実態調査結果のデータを加えた集計値と、従来と同様、本系列とは別に参考系列としても公表していただくというような方向性で理解してよろしいですか。

大体、そういうふうなことをお考えだということですよね。要するに様子を見て、不適切だということになりましたら、その時点で考えなくてはいけないので、そこは若干、今回この、3つとか2つの系列でやりますというようなことは言えないと思うのですが、現実問題としては。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 1点だけ御理解いただきたいのは、全国消費実態調査の単身調査の全国値の値は幾らだと言われたときに、2つありましてどちらか一方お好きなほうをどうぞ、という言い方はできないです。ですので、これは必ずどっちかに決めないといけないと思っています。

ただ、研究として、こうした場合はこうなったとか、それは確かにできるような環境を整えた方が良いと思っておりますし、そのようなデータの準備をしていきたいと思います。 また、そういう研究結果もオープンにしていきたいと考えているところでございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、皆様。

では、このような形で整理をお願いしたいと思います。

次に、13ページ「(2) 家計調査」について、事務局から説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは 13 ページの「(2) 家計調査」でございます。

今回の計画では、本調査と同時期に実施する家計調査のデータを活用することとしていることから、本調査の調査事項の変更に合わせて、家計調査の調査事項を変更することとしております。

具体的な家計調査の調査事項の変更内容といたしましては、表7に記載したとおり、例 えば、家計簿であれば口座自動振替による支払項目の簡素化を図るなど、調査事項の一部 を見直した上で実施することとしております。また、家計調査の貯蓄等調査票については、 表8のとおり、段階的に調査事項を変更することとしております。

これらについては、本調査の結果精度の向上等を図るための措置であり、おおむね適当と考えますが、本調査の調査事項に合わせた家計調査の調査事項の変更の妥当性等の観点から、論点を提示しております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、各論点について、調査実施者から回答をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 家計調査につきまして3点、論点を頂戴してございます。

まずaでございますが、家計調査における調査事項の変更内容、今回提出させていただきました計画の変更内容は、全国消費実態調査と整合性が図られたものかという論点でございます。

こちらにつきましては、まず、家計調査では、一昨年のこの統計委員会、こちらの部会で御審議を経て、今年の1月から新しく調査票の切替え・変更を行ってまいりました。今度の全国消費実態調査は、まさにその家計簿なりの変更を踏まえて調査変更を行っているところでございます。一部、先ほどもございましたが深夜電力とかそういったところを、全国消費実態調査の中で変更しているものもありまして、合わせて家計調査も変更してございます。また、貯蓄等調査票に関しましては、今回、全国消費実態調査におきまして、貯蓄現在高の内訳に投資信託の追加を予定しているということで、家計調査も合わせて投資信託を追加する見直しを行ってございまして、整合性を図っているところでございます。

それから、論点 b といたしまして、家計調査の貯蓄等調査票を、段階的に調査事項を変更することとしていると、どの時期にどの調査票を使用することになるのかというのをいただいてございます。

この論点のとおり、家計調査につきましては段階的に調査票を切替えていく考え方をとってございます。席上配布の2-1として配られた、家計調査の調査票一式があったかと思います。こちらの37ページ、それから39ページ、41ページが、その段階的に使っていく家計調査の調査票になってございます。

資料が移って大変恐縮でございますが、段階的に貯蓄等調査票が、3種類添付してございまして、その右上に、いつまでどの調査票を使うのかということを記載してございます。

結論から申しますと、来年7月まで、この37ページの調査票、これが現行の表章している、対応する調査票になりますが、これを使いまして、経過的な調査票としまして、来年2019年8月から2021年2月まで、39ページにある調査票を使ってまいります。違いは何かと申しますと、投資信託というのが出てまいりまして、更に公社債投資信託というのを入れてございます。ここが入ってきてございます。

それから 2021 年 3 月から、最終的な変更調査票となりまして、41 ページにありますような調査票に変えてまいります。違いはどこかと申しますと、銀行とゆうちょ銀行、これは以前も御議論を頂戴してございますが、ここの統合をして、完成させていくというものでございます。投資信託もここで一本となる形になります。

こうしてございますのは、家計調査は御承知のように毎月6分の1ずつ調査世帯を交代させるローテーションサンプリングを行ってございます。各世帯が6カ月間、継続して調査に対応いただいているところでございまして、いつの時点でも、どの月をとりましても、全国に6つのグループがございまして、毎月1グループ、新しく調査に加わり、毎月1グループ、調査を終えていただいているという状況でございます。

今見ていただきました家計調査の貯蓄等調査票は、その中で、どの世帯も3カ月目に実施をしてございまして、その世帯の金融資産の額のデータを、調査期間6カ月の集計に使ってまいります。

説明資料の25ページの下に、年で見た場合の図を示してございます。2020年の調査世帯の結果の集計には、2020年、その年の1月から12月に行われた貯蓄等調査のデータと、更に前年の2019年10月から12月に実施された調査のデータ、更にもう1つ、翌年2021年1月と2月のデータが使われることになります。逆に申しますと、前年になります2019年、来年の10月から12月のデータは、2019年の集計にも使いますし、2020年の集計にも使ってまいります。翌年2021年1月、2月のデータは、前年の2020年の集計にも使うし、2021年の集計にも使う。通常、家計簿のデータは、その年の集計にしか使わないのですが、2年にまたがって使われるという特性がございます。

ポイントは2つありまして、1つは、家計調査の結果は当年のその年の値に加えて、これは家計簿の集計もそうですが、対前年比を出していかなければいけません。例えば、投資信託で出しただけではなくて、前年からどれくらい伸びたかということも一緒に出していく必要性がございます。こういう前年比が重要視されますので、表章区分を大きく変えるとき、単身世帯を行ったときもそうでございますが、1年前から調査を行って、表章可能なデータを蓄積していく必要性がございます。

ポイントの2つ目でございますが、今回の全国消費実態調査では、御承知のとおり約6,000 世帯、家計調査の標本を活用することを考えてございます。全国消費実態調査の集計では、投資信託を独立した区分として表章してまいりますので、この25ページの下の図で申しますと、左側の2019年のところに点線で囲っている部分、ここが全国消費実態調査の集計に活用することを考えている6,000世帯に該当します。先ほどの2020年で使う部分の線が10月までかかっておりますが、もう2カ月分延ばしまして8月と9月を入れれば、全国消費実態調査の統合集計にも使えますし、2020年以降の家計調査の集計にも使えると

いうことでございます。今回、先ほど見ていただきましたように、2019 年8月から 2021 年2月までを経過的措置としまして、段階的に調査票の切替えを行っていくという計画でございます。

少し分かりづらいところがあって恐縮でございますが、そのように、6分の1ずつのローテーションサンプリングと、3カ月目にどの世帯も行っている貯蓄等調査票を、調査期間6カ月のデータとしてそれぞれ活用していくという特性から、このような段階的措置が必要となってくるものでございます。

最後でございますが、26ページ、cとしまして論点をいただいております。今回の変更に伴って、結果利用に影響は生じないかということと、利用者に対してどのように周知していく計画かということでございます。

投資信託を追加するということに関しましては、今申し上げました経過的な措置を、調 査事項を設けてシームレスにつないでまいりますので、結果利用には支障を及ぼさないよ うに配慮しているところでございます。

もう1つ、預貯金のところにつきましては、ゆうちょ銀行とその他の銀行を統合してまいります。こちらにつきましては、既に御審議をいただいたところでございますが、ゆうちょ銀行設立から既に10年以上経過しているところでございまして、別個に調査し続ける意義というのは、報告者負担に鑑みますと乏しくなってきている状況にもございます。私どもの結果利用、それから結果表章におきましても、基本的にはもう金融機関として表章してまいりますし、その金融機関としての通貨性預貯金、定期性預貯金は引き続きもちろん表章も提供してまいりますので、大きな支障は生じないと考えてございます。

ただ、いずれにしましても、結果利用者に対しましては事前の周知が必要なことはそのとおりでございまして、私どもとしましても、統計局のホームページで周知を図るほか、記者、エコノミストに説明の機会も幾つかございますので、その他の機会も捉えて周知を図っていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、今までの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。 どうぞ、事務局。

- **○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官** 1 点確認なのですが、ゆうちょ銀行と銀行を統合する効果というのは、専ら負担感が減るだろうと。欄がいっぱいあるよりも、少しでも減ったほうが、新たに増やす、特例の金融も、そういう心象がよくなるだろうということですか。それ以外に統合することによる効果はあるのでしょうか。
- **○阿向統計局統計調査部消費統計課長** いや、主に、今、統計審査官がおっしゃっていただいたものが中心になってまいります。1つ増やして変更していきますので、統合していきたいということでございます。

もちろん、集計におきましても、より簡素化した方が集計事務の簡略化につながることは事実でございますが、主としてございますのは、やはり調査を受ける立場の方々の心理面も含めた負担感に配慮したものでございます。

〇白波瀬部会長 いろいろな御意見があると思いますが、もう銀行ということになったので、一緒にしても私は良いと思いますけれど。そのあたりは、何かお考えもあるかもしれないのですが。

今の説明を聞いていて、今さらで大変恐縮なのですが、本当に丁寧に、この質問項目の1つ2つというのをやられているのですが、もう、変えるといったら、そこの段差というのはしようがないので、変えてしまってはいけないのですか。そのコスト感というか、丁寧というのはすごくあるのですが、何かそこまでという感じもしないでもないというか。ごめんなさい、正直なところ。

この項目1つ、信託というところで、特に資産というのが、今回かなり精度を上げるというところで重要なことにはなっていると思うのですが、これは6分の1ずつ調査世帯を変えていって、3カ月目にこの貯蓄等調査票が入っていてという構造で、ぴったり合うように、前年度比を合わせるために、逆算でできるだけ齟齬がないようにというのは、少しコスト感が高いような感じもするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 実施サイドからしますと、実は調査世帯もそうなのですが、家計簿は6カ月間やりますので、途中で変わると書き方も変わったりして、どうするかということを結構考えていかないといけないのですが、実はこの貯蓄等調査票は、どの世帯も3カ月目に1回だけ配られるので、その世帯にとっては初めて見る調査票なのです。そうしますと、調査する側も、変わったじゃないかということは基本的には論点にもなりませんで、基本的には配っていく、回収していく、集計するプログラムの方は、それに合わせてやや変えていくということでございまして、コストとしてはそれほど何か大きくなるというものではございません。

かつ、両方の集計ができるものなので、お立場によっては、もういいじゃないかという話もあるのですが、私どもも正直申しまして、有価証券というレベルまで上げていきますと、これは今回の影響は全く関係なく、そのままシームレスに利用できますので、あくまでも有価証券の中の内訳、預貯金の中の通貨性、定期性、更にその内訳ということで、大分下位レベルのところをシームレスにするものではございますが、いろいろな御利用者がいる中で、我々としても特段コストとして上がってくることでもないので、このような、丁寧な形をとらせてもらっているということでございます。

〇白波瀬部会長 分かりました。

重川専門委員、何かありますか。御意見お願いいたします。

- **○重川専門委員** 私自身も細かいところまでは利用してはいませんが、今、全体的に、貯蓄から投資へという流れの中で、細かいところをどういうふうに見ていくかというのは非常に重要にはなってきておりまして、特に投資信託の金額等について、こういう丁寧な形で。急に変わってしまいますとやはり段差が見えてしまうかもしれないので、丁寧にしていただくというのは非常にありがたいのではないかと思っております。
- **〇白波瀬部会長** いかがでしょうか。何かありますか。 では永瀬委員。
- ○永瀬委員 私はあまりこの辺は使っているわけではないのですが、表章の仕方で、貯蓄

区分でどのぐらいの度数かというのは記載してあると思うのですが、こういう大きなまと めのときにも、あまり平均値だけではないほうが良いのかなという印象は持ったのですが、 その辺は、そういうふうにはされているのですか。

- **○阿向統計局統計調査部消費統計課長** 中位数も、エコノミストからの指摘がございまして、我々が公表資料を作るときも、平均値だけでなく中位数も併せて、貯蓄の現在高等は出すようにしてございます。
- 〇永瀬委員 ゼロの割合とか。
- **〇阿向統計局統計調査部消費統計課長** そうですね。ゼロ世帯なども。含む場合が幾らで、 含まない場合が幾らとか、そういうのも出させていただいております。
- **〇永瀬委員** ありがとうございます。
- **〇白波瀬部会長** 集計というところだと思うのですが。

よろしいですか。では、このような形で整理をさせていただきたいと思います。

では、次に 15 ページの「(3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担」について、事務局から説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは 15 ページ「(3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担」でございます。

今回の計画では、結果精度の向上を図るため、家計調査の調査事項との整合性を高め、このデータを活用するなど、調査計画を抜本的に見直すこととしております。このため、基幹統計としての位置付け・役割分担や、その基幹統計の作成に必要な基幹統計調査及び一般統計調査の関係を改めて整備する必要があります。

また、本調査については、調査目的から見て、基幹統計調査としての名称の変更についても検討する必要があると考えます。

以上の考えから論点を提示しております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、これらの論点につきまして、調査実施者から御回答をお願いいたします。

〇阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、27ページになるかと思いますが、御覧いただきたいと思います。

3点いただいてございまして、先ほどのとおり、家計統計、それから全国消費統計、両基幹統計の位置付け・役割分担、それから、両基幹統計に必要な基幹統計調査と一般統計調査の関係。bといたしまして、調査の名称や目的という話。最後に、特別調査やモニター調査の結果を本調査の集計に用いるに当たって、指定内容、調査の計画にどのように位置付けるかという論点でございます。

これは多くが、私ども実施サイドといいますよりも、制度運用に関するものだと思いますので、私どもからこうだということではなく、委員、専門委員の方からの御議論を賜りまして、適切に我々としても対処していきたいと考えているところでございます。

ただ、実施サイドとして申し上げさせていただきますと、次回、全国消費実態調査の各種の見直しでございますが、家計に関します調査の役割として、構造統計という役割を担

ってございまして、これまでの家計収支の構造に加えて、年間の所得構造、それから資産・ 負債の実態把握といったところに重点を置いた、これまでよりも総合的な統計作成を目指 すものでございます。これに伴いまして、調査の名称については、より的確にあらわすも のへ変更することは、確かに考えられるのではないかと思うところでございます。

現在の、この「全国消費実態調査」という名称自体が支障になるということではございませんが、実査の現場で考えますと、例えば、今回導入いたします簡易調査におきましては、家計簿調査がございませんので、実は消費は捉えない。全国消費実態調査という名称ながら、消費は一切聞かないということでございまして、もしかしますと、名称に違和感を覚える世帯も、少なからず出てくる可能性はあるかなと思うところでございます。

名称の見直しを行う場合には、私どもの立場からさせていただきますと、調査の的確な 実施、それから利用者目線の統計提供を考えていく必要性があると思っております。これ はさらに、制度官庁的な視点になるかと思いますが、私どもも将来的に家計統計、家計調 査との統合を視野に置くことも肝要と思ってございまして、もし名称の見直しを考える場 合には、以下に記載している5点に配慮していく必要性があるだろうと思ってございます。

まず1点目が、統計の主要ターゲットが、より総合的な統計を目指したものでありますので、消費に限定されない、先ほど簡易調査の中でも、違和感を覚えないような形にするというのが1つでございます。

2つ目は、全国消費実態調査は、そこまでメジャーなものではございませんが、利用者にとりましては、ヘビーユーザーはやはりいまして、行政機関の中でも、もしくはその施策に携わる方々も、よく名称は理解されていらっしゃる、覚えていらっしゃるところもございます。一目見て後継調査であることが分かるというまでではないですが、説明をすれば、なるほど後継調査だなということが伝わりやすい名称にする必要性があると思っております。

それから、現場のことを考えますと、忌避感がどうしても強い調査内容を持ってございますので、調査世帯には、全国規模の大調査であること、特定の地域に限られた、ある限定的な調査、小規模調査ではないことは、しっかりと伝えていきまして、皆さんに協力、回答を求めていけるような、そういう名称は残しておきたいと思っております。

また、将来的な家計統計との統合などを、蓋然性ではございますが視野に置くとすれば、 家計調査と並列する調査名として、親和性のあるものにする必要性があるかと思いますし、 最後になりますが、家計調査とは例えば言葉が違う部分で、位置付けが違うことまで分か るような名称にしなければいけない。

少ない文字数の中で、今申し上げたことを全て満たしていくというのはなかなか難しいところではありますが、我々実施者としましては、そのように考えているところでございまして、名称を変更する場合も、実施者としてしっかりと考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

全国消費実態調査はメジャーな調査でございます。ただいまの御説明につきまして、御

意見、御質問はございますか。よろしくお願いいたします。

西郷委員、何かありますか。

〇西郷委員 ここで挙げるべきことなのかどうかわからないのですが、前回の部会で、最 後に澤村統計審査官がおっしゃっていた点で、今日の資料の別紙1と別紙2で、資料1の 別紙2の全国消費実態調査、これは恐らく、家計調査の調査対象世帯に配られる表ですよ ね。この間、統計審査官が問題になさっていたのは、家計調査の方で全国消費実態調査に 協力される世帯というのは、2つの調査が一遍にかかるような形になるので、その点をど のように整理するかということを検討しておくような御指摘があったと思うのですが、こ れだと、家計調査の中で、この調査が行われるというのではなくて、家計調査に協力して いる世帯は、全国消費実態調査の方にも協力するという、まさに審査官が御指摘なさった、 調査が2つかかるという形に見えるのですが、そのような形になるということでしょうか。 私は、今の統計法の体系では、何々統計というのを作るために何々調査があるのだとい う位置付けになっているので、別に家計調査の中の特別調査というのが行われて、その結 果を全国消費実態統計の方で使うという形にすれば、1つの世帯に2つの調査がかかると いう形にしなくてもいいのではと思っていたのです。これは専ら調査する側の整理の問題 なので、回答世帯からすれば結局答えなければいけないという、負担が変わるという話で は全然ありませんから、全く整理の問題でしかないのですが、それでもやはり、調査と何々 統計との役割というのをどういうふうに、実施する側から整理しているのかというお考え については、伺っておきたいと思ったのですが。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 まず、法的なところで言えば、それはもちろん合理的な理由があれば問題ないと思っておりますし、運用自体も、例えば、国勢調査が行われるときに労働力調査も行っておりますので、それ自体が合理的な理由があれば問題はないと思っております。

実際の問題といたしまして、委員が今おっしゃったのは本当にそのとおりであると思いますが、家計調査の世帯に特別調査をやるときには、その理由を何と述べるかということも考えないといけないと思います。それは、全国消費実態調査に調査票を活用する、本来であれば法的には問題ないのですが、本人同意を通常はしていくべき話にもなってきますので、このやり方の方が複雑な説明を現場に与えないといけないと思います。

委員がおっしゃったように、同じ結果にはなりますが、調査世帯の方々には、同期間のときは全国消費実態調査という5年に一度の重要な調査が行われる年であって、それに協力をしてくれと言う方が、調査世帯としては素直にお聞きいただける部分ではないかということもありまして、こういう設計、二次利用をする設計ではなく、正面から調査世帯として位置付けるという設計で考えているということでございます。

- **〇白波瀬部会長** よろしいですか。どうぞ。
- ○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 1点補足させていただきますと、 我々審査部局の人間も、非常にこれは難しい話と、今の西郷委員の御指摘について考えて おりました。

いろいろな例を考えてみた場合に行き着いたところが、他の基幹統計調査でも、いわゆ

る経済産業省の企業活動基本調査と、財務省の法人企業統計調査との間では、必要に応じてデータ移送を行うことによって、報告負担の軽減を図るというような取組が行われております。今回の家計調査の結果を全国消費実態調査に利用しますという部分も、一種のデータ移送と整理できるのかなと考えている次第でございます。

それ以外に、やはり冒頭、実施者からの説明がございましたように、それから嶋﨑委員が1回目の部会で御指摘になりましたように、今回の変更により、全国消費実態統計と家計統計との間で親和性が高まってまいりまして、逆に言えば調査結果を相互に利用するというのがその証左なのですが、そうなってきた場合、2つの基幹統計に分けておく必要性、必然性も乏しくなってきて、1つの基幹統計の下で2つの調査を実施するというような方策も、今回はともかくとしまして、将来的な課題としては考えられ、その方がより分かりやすくなるのかもしれません。

そのあたりは是非、委員方の御議論、御意見をいただきまして、逆に言えば基幹統計の 統合については私どもへの課題になりますので、私どもも重く受けとめて、その方向で整 理を進めたいと思っておりますので、1つよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 あと、西郷委員の御指摘というのは、調査票をもらった人の感覚という点では、とても良いところを。要するに、制度的に1調査について1報告という構造もあるのですが、確かに、はっきり言って解釈なので、もらったら同じなのですが、家計調査の中で特別調査とするのか、家計調査なのだけれどたまたま全国消費実態調査も当たったよという構図にするのかということですよね。それで、たまたま当たりました、データ移送はまだ次の段階なので、ここのところでの承認というのも、比較的、こういう形で分けておくと簡単だと。それもすごく分かるのですが、自分からすると、また当たっちゃった感というのは確かにあるので、どっちがどっちということもあると思うのですが、どっちが美しいのかといったら、どっちも同じような気もするのです。ただ、今、統計審査官もおっしゃっていただいたのですが、かなり大胆なというか、踏み込んだ形の変更を今回果敢にやろうと思われているということは、私どもも非常に重く、なおかつ好意的に、個人的には受け止めたいと思っています。

そういう意味で、やはり整理・統合というのが、行き着くところには多分あるのだろうなというのも少し分かるのですが、そこのところでも、道としてはそこをもう少し明確化するというところに踏み出すのかどうかというのは、次回もあるかもしれないなとは思いますけれども。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 その大きな話とは別に、家計調査って、同じ世帯を6カ月見ていきますよね。 それに対して、全国消費実態調査はすごく大きなものであるので、そういう意味では、2 カ月だと見えないデータもある。6カ月とらないとわからないという大きな消費などもあ るわけで、その両方の横と縦がつながるというのは、なかなか、すごいデータなのではな いかなとは思います。そこを、統合というか、利用者の側として考えれば、このデータは 家計調査から、このデータは全国消費実態調査だと分かって、横で見て。それから、家計 調査の場合は、もしかしたら、非常に習熟してくるので、全国消費実態調査よりも上手な 家計もいるのかもしれませんが、いろいろおもしろい分析ができる可能性があるのかなということは、少し思いました。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。

あと何かありますでしょうか。川口専門委員、何かありますか。大丈夫ですか。 重川専門委員は何かありますか。

○重川専門委員 今の話とはまた全然違う話になってしまうのですが、家計に関する調査の体系的整備ということで、28ページに耐久消費財のことが出ておりますが、今回、全国消費実態調査から耐久消費財の項目を外すということで、それについては了解をしたのですが、内閣府の消費動向調査の方で調べておりますので、表章のされ方を見ていますと、全国消費実態調査ほどには細かい集計にはなっておりませんが、属性を幾つかに分けてやっておりますので、今回、全国消費実態調査の中でもどういうものがよく使われているか、既にいろいろわかっていらっしゃると思いますので、ここのレベルという話ではなくて、統計委員会とかの関係になってくるのかもしれないのですが、必要であればもう少し、内閣府の方で表章の工夫をしていただくとか、そういうことも検討いただければと思います。○白波瀬部会長 そうですね。府省を越えて、やはり建設的な議論をしていただけると大変ありがたいです。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、このような形で整理をさせていただければと思います。

最後に16ページですが、前回の答申において付された課題の内容について、事務局から 説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは 16 ページこちらに出ておりますが、平成 25 年 12 月 13 日付で、前回答申における今後の課題が 2 点ほど提示されております。

1つ目は、実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携。オンライン回答などを 導入することによって、報告者としては回答がしやすくなるという利便性が高まる一方で、 統計調査員としては調査票の提出有無の確認など負担も想定されるという懸念が示されて いるということで、こういった地方公共団体との連携をより一層図る必要があるという課 題が1つ示されております。

もう1つは、適切な調査の在り方等の検討。この全国消費実態調査というものは、家計と世帯といった関係から把握・分析することができると。個別の政策テーマを検討する際の基本データを作成することができるというような、非常に統計としての有用性の高い、貴重な調査データであるという全国消費実態調査の性格があって、いろいろと社会変化が今後起こっていく中で、少子高齢化とかそういった状況の中で、社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても、引き続き、適切な調査の在り方について検討する必要があるという、2つの課題が示されております。

この2つの課題につきましては、これまでの審議事項の中で、ある程度議論はされております。1つ目の、実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携につきましては、1の(1)のエで、調査方法の変更の中で審議いたしておりますし、適切な調査の在り方

等の検討につきましては、1 の(1)のウで、調査事項の変更の中で議論をされております。

今まで議論されておりますが、ここで審議する必要があると思われる点がございました ら御審議いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

これらにつきましては、説明があったとおりですが、これまでの部会の審議の中で確認 されたものも多いと考えておりますし、改めて課題として出しておくべきというものも幾 つか含まれていたと思います。

特にお気づきの点等ございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、審査メモ、一通りの審議は終了させていただきたいと思います。大変丁寧な議論を重ねていただきまして、私からも厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これからは、これまでの審議結果を答申案としてまとめることになりますが、最初に部会として、今回の全国消費実態調査及び家計調査の調査計画の変更の方向性等の評価について整理をしておきたいと思います。

今回、全国消費実態調査については、資産項目や年間収入、そして単身世帯の精度向上を図る一方で、報告者や実査機関の負担軽減も図らなければならないという、相反するトレードオフの関係の課題に対応するために、調査計画全般を見直すような内容となっております。

私としては、これについて、精度の向上と負担の軽減というトレードオフな課題に果敢に対応していただき、可能な限り適切に対応するための積極的な努力が払われたと評価したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、総体として、これまでの審議結果を承認したというふう に、部会としてはさせていただきたいと思います。

では、答申案の構成についてですが、今回の部会審議では、個々の変更内容の適否をそれぞれ審議した後に判断するのではなくて、部会での審議が一通り終わった段階で判断するということにいたしました。

このため、答申案についても、お手元にあります、本日配りました資料4のとおり、通常の個別調査における構成とは若干異なりまして、こちらの方が改善していると思いますが、今回の変更計画内容の方向性を評価した上で、部会としてここに指摘すべき事項はしっかりと整理していくという形で、構成案を考えた次第であります。

具体的に資料4のとおりですので、これについて事務局から簡単に説明をお願いいたします。

〇佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料4の答申 の構成について説明いたします。

まず初めに、答申案を取りまとめるに当たっての基本的な考え方についてでございます。 今回の計画変更では、資産項目や年間収入、単身世帯の精度向上を図る一方で、報告者 は実査機関の負担軽減を図らなければならないというトレードオフの関係にある課題を解 決するため、先ほど部会長からも説明がありましたとおりですが、全体として調査計画全 般を見直す計画でございます。

このため、部会審議ではこれらの課題を整理し、共通認識を持っていただきました。その上で、それぞれの事項が相互に関係しているということでありますので、個別の事項ごとに整理し適否を判断するということはせず、調査計画全体について俯瞰的に審議を進めてまいりました。

このような審議の状況を踏まえますと、今回の答申案の構成は、最初に現行計画の背景事情や、全体的な評価を整理した内容を記載し、次に、個別の事項を俯瞰的に判断し、その上で調査実施者に対して留意すべき点を個別に指摘する。そして最後に、中長期的な課題として整備するべき事項を、今後の課題として指摘するというような構成で、答申案を取りまとめるのがよろしいのではないかということでございます。

そうした場合、今後作成する答申案の構成は、2ページを御覧いただきたいと思います。まず、今回の答申案では、大きな3つの柱を立てております。1つ目の柱として、「I 全国消費実態調査・家計調査の変更」についてでございます。ここでは、まず今回計画を変更することとなった背景事情や課題について整理した内容を記載いたします。次に、「調査計画の変更の概要」。これは部会で審査メモに沿って審議した項目ごとに記載いたします。最後に個別の変更事項の適否について、(2)でございますが、俯瞰的に判断した上で、留意点として指摘すべき事項については、この「(2) 承認の適否及び理由等」として記載いたします。このような構成で、全国消費実態調査の変更と家計調査の変更とに分けて記載するということでございます。

次に2つ目の柱ですが、「Ⅱ 前回答申時の今後の課題への対応状況」についてでございます。既に先ほど2つの課題について御審議いただきましたが、この2つの課題について、それぞれ対応状況を記載いたします。

最後に3つ目の柱として、「Ⅲ 今後の課題」についてでございます。ここでは、最後に審議いたしました家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担など、これまでの審議結果を踏まえ、中長期的な課題を整理するということで、こちらの今後の課題を設けたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇白波瀬部会長 ありがとうございました。

具体的な答申案の中身については、4回目、次回の部会で改めて審議をしたいと考えておりますが、現時点における答申案の構成は、今、事務局から説明がありましたとおりでございます。まず、計画変更の背景事情、課題を整理した上で、今回の議論は、明らかに目的とする重点が置かれた目標値というのが明確にありましたので、それに向かって、負担軽減の話も含めつつ、結論を出したということになるかと思います。

その大きな幹に向かって、各論について、調査実施者に対して留意すべき点、あるいは 改善が考えられる点という形で、修正意見が必要であればその意見も明確に指摘するとい うことであります。 このような構成なのですが、現時点で答申案に盛り込むべき点、あるいは、この点は是 非強調してほしいとか、これらについてはあまりよくないのではないかというのがありま すでしょうか。是非、この場で御発言いただけますと大変ありがたいですが、いかがでし ょうか。

- **○川口専門委員** 今日の阿向課長からの回答の中でも、何度か大学との共同研究で今後研究を深めていくという御発言があったと思うのですが、そういったことに関しては、最後の「Ⅲ 今後の課題」の中などで触れていただくという理解でよろしいでしょうか。
- **〇白波瀬部会長** 積極的に調査研究し、実施に反映させていくということですね。ありが とうございます。

あとはいかがでしょうか。西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 同じことを何度も繰り返して言っているような気もするのですが、今回の諮問の内容自体が、全国消費実態調査と家計調査の変更ということなのですが、上位概念の統計の方は、役割は変更する必要はないという理解でよろしいですか。何々統計の方ですね。

表章が変わるわけですよね。だから、調査に基づいて作られる統計というのが変更されることになるので、単純に考えると、家計統計は大丈夫ですが、全国消費実態統計の方の、少なくとも表章のされ方が変わるので、それに伴って役割が変更されるというふうには理解しない、役割自体は変わらないので、今回の答申については、それについては特に触れず、専ら調査の変更について述べるという、そういう整理ということでよろしいですか。

- **〇白波瀬部会長** 事務局から、よろしくお願いします。
- ○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 ただいま御指摘の点につきましては、従来から持っていた基幹統計としての機能がより明確になるという点が今回の変更かと思います。ただ一方で、現在の枠を越えて、逆に言えば変更して、基幹統計の指定内容自体を変更するところまでにはいかないのかなと考えております。確かに、全国消費実態調査の調査目的の一部変更は、冒頭の審議の中で御審議いただいたところなのですが、従前の基幹統計の変更まで求めるものではありません。

ただ、それは、先ほど御指摘がありましたように、今後、両基幹統計調査の役割をどのように整理していくかというような、まさに今後の課題、次回調査に向けての課題になるのかと認識しているところでございます。

- **〇西郷委員** もし、今おっしゃったように、何々統計の方の内容の充実も同時に図られているということであれば、そのことも強調していただくのが良いのではないかと思います。
- **〇白波瀬部会長** ありがとうございます。その点、私も大変重要だと思います。基本的に、 統計上位概念を無視というわけにもいかないので、そこは適宜、少しこちらのほうで文章 を考えさせていただきまして、入れさせていただきたいと思います。
- **〇西郷委員** よろしくお願いいたします。
- **〇白波瀬部会長** あとはいかがでしょうか。 永瀬委員、どうぞ。
- 〇永瀬委員 今回初めての出席ではありますが、今回の変更目的が、資産の把握を良くす

るということだとした場合に、ちょっとベーシックな感じですが、どこまで自分たちの資産を記入できるかというのは、結構難しい部分があるのかなと。

特に、今、共働きも増えていますし、家計簿でも、世帯の全部を記入することは難しくなっているかもしれないですが、資産も、世帯の誰かが代表して記入するのはかなり難しくなっているのかなと思っています。もう少し、ほかの方法で、資産って分かる方法はないのですかね。

○白波瀬部会長 資産につきましては、やはりここ日本だけではなくて、かなり世界に共通した問題ではあると思います。その過少評価なるものは。いわゆる超お金持ちと言われている人たちは、国を越えているいろ持っているわけですし、その実態たるや、やはりわからない部分が多いのですが、それでも今回このような形で精度を上げて調査をするということでしたので、問題、関心は、委員がおっしゃっているように、実は、相手のことって意外と分からなくて、自分のことも分からないのに、みたいなところもあるかとは思うのですが、ちょっと、その点にまで踏み込んでしまうと、今までの積み上げがなかなか、あれかもしれないので。でも、それはできるだけ正確に。

O永瀬委員 ただ、長期的な課題なのではないかなとは思います。ポケット1つではなくなってきていますからね。お財布1つでは。

〇白波瀬部会長 正確な把握という。何かちょっと、文章の中で言及できるような形で、 作らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

重川専門委員、何かございますか。

○重川専門委員 今の話に関連しますと、諸外国の場合ですと、15歳以上の人たちに家計簿を配ってと。非常にそもそも大きい変更になりますので、長期的な課題として。ただ、統計局で調査をされていると、必ずしもそんなに個別化が進んでいないデータもありまして、非常に難しいところではあるのですが、資産の話もそうですし、消費の話についても、調査方法そのものを今後どうしていくかも、少し長期的に考えていく必要が出てきているのかなとは感じております。

〇白波瀬部会長 ありがとうございます。そのあたりは、では丁寧に書くと。

最後の方向性につきましては、繰り返しですが、今回かなり大胆なというか、複数の変更が盛り込まれておりますので、何かあったら、恐らく世の中的には、これはうまく文章化しなくてはいけないのですが、恐らく批判とかを含めた質問とか、矢面に立たされることも少なくないと思いますので、丁寧な説明がいつもできるように、今まで以上に構えていただかなくてはいけないというのが1点。

それと、やはり、特に現場ですね、かなり貴重なデータですし、世界的に見ても家計調査というのは本当にユニークな調査だと思います。そのための負荷というのは非常に高いということもありますので、ただ、それをゼロにしないで、できるだけ引き延ばし、維持可能にするということもありまして、そこのせめぎ合いの中で1つの着地点ということだと思いますから、引き続き検討するということを、今回これで終わりではないということについては、適宜、少し繰り返し感を入れながら、今後の課題として記載させていただきたいとは考えます。

よろしいですか。では、予定した時間が迫ってまいりまして、厳しいデッドラインの前だったので、今日は西郷委員の顔を正面からしっかり見られるという。自分でもうれしい感があるのですが。

本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。次回の部会では、本日の部会 で出されました宿題等に関する回答を踏まえて、審議を行った上ですが、宿題は基本的に ございませんので、これで審議は終わりたいと思います。答申が宿題でございました。失 礼いたしました。

最後に皆様にお願いでございますが、本日の審議内容につきましては、追加で質問やお 気づきの点等ございましたら、いつも時間が短くて本当にすみませんが、11 月 15 日、今 週の木曜日までに、事務局まで電子メール等で御連絡をいただければ幸いでございます。

本日の審議結果につきましては、前回の部会審議結果と併せまして、11月22日木曜日に開催予定の統計委員会に、私から報告させていただきます。恐らくその時にでも、何か意見等ございますので、それについても適宜反映させた形で、次回、最後4回目の審議を進めたいと思います。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡事項の説明をお願いします。

〇川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会でございますが、 12月3日月曜日の10時から、本日と同じ、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催いたします。

また、先ほど部会長からお話がございましたが、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、11月15日木曜日までに、メール等により事務局まで御連絡をお願いできればと考えております。

また、本日の配布資料につきましては、次回の部会においても審議資料として使用いた しますので、御持参いただければと思います。また、席上配布資料、前回も申し上げまし たが、持って帰っていただいても構わないのではございますが、1回目、2回目と配って おりますので、置いていっていただけると助かります。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

〇白波瀬部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。ありが とうございました。次回の部会審議もよろしくお願いいたします。